

# 電波監理審議会（第1126回）議事録

## 1 日時

令和6年3月15日（金） 15：00～16：54

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

山碓 良志（大臣官房審議官）、金澤 直樹（総務課長）、  
後白 一樹（放送政策課企画官）、山口 修治（放送技術課長）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、  
渋谷 闘志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、  
中川 拓哉（重要無線室長）、入江 晃史（移動通信企画官）

### (4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）  
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

## 4 目次

(1) 開 会 .....	1
(2) 議決事項	
会長及び会長代理の選任 .....	1
(3) 諮問事項	
① 無線設備規則等の一部を改正する省令案（地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加） （諮問第3号） .....	4
② 日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請 （諮問第4号） .....	10
(4) 報告事項	
① 令和5年度電波の利用状況調査(第3号調査:各種無線システムの調査) .....	17
② 令和5年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用無線局の調査) .....	28
(5) 審議事項	
① 令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度評価結果案 .....	34
② 有効利用評価方針改定案 .....	42
(6) 閉 会 .....	50

## 開 会

○大久保代理 大久保です。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

笹瀬会長が任期を迎えられたことにより、現状は会長不在となっておりますため、本日は、会長選任までの間、会長代理の私が議事を進行させていただきます。

本日の3月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえ、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項2件、報告事項2件、審議事項2件となっております。

笹瀬委員、また長田委員は、3月1日付で任期満了となりましたが、3月2日付で引き続き委員に再任されました。笹瀬委員及び長田委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○笹瀬委員 笹瀬です。このたび再任されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保代理 長田委員、もしよろしかったら一言お願いします。

○長田委員 長田でございます。3期目になります。いろいろお世話になると思います。よろしくお願いいたします。

○大久保代理 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

## 議決事項

## 会長及び会長代理の選任

○大久保代理 それでは、議決事項といたしまして、会長を選任したいと存じます。会長の選任につきましては、電波法第99条の2の2第2項におきまして、委員の互選により選任すると規定されております。私といたしましては、引き続き笹瀬委員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○長田委員 賛成いたします。

○林委員 賛同いたします。

○大久保代理 ありがとうございます。笹瀬委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○笹瀬委員 了解です。どうぞよろしくお願いたします。

○大久保代理 ありがとうございます。それでは、会長は引き続き笹瀬委員にお願いしたいと思っております。

それでは、改めまして、笹瀬会長から一言御挨拶をお願いいたします。

○笹瀬会長 ただいま会長に選任していただきました笹瀬です。どうもありがとうございます。皆様の御協力をいただきながら、昨年から1年間会長を務めておりましたが、引き続き、会長として責務を一生懸命果たしたいと思っておりますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いたします。以上です。

○大久保代理 ありがとうございます。会長が選任されましたので、ただいまから笹瀬会長に議事の進行をお願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、よろしくお願いたします。ここから私が議事の進行を務めます。

私が引き続き会長を務めることになりましたが、会長代理をお願いする委員についても改めて確認を取りたいと思っております。会長代理につきましては、電波法第99条の2の2第4項におきまして、あらかじめ委員のうちから、会長に

事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならないと規定されております。私といたしましては、引き続き大久保委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 賛成です。

○矢嶋委員 賛成いたします。

○笹瀬会長 大久保委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○大久保代理 はい、承りました。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 それでは、会長代理は引き続き大久保委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、有効利用評価部会に所属する委員についても改めて指名をすることにしたいと思います。部会に所属する委員は電波監理審議会令の第2条第2項に基づきまして会長が指名することになっております。現在、林委員が指名されており、林委員が部会長を務めておられますけど、もう1名必要ということで、引き続き私が担当したいと思いますので、私自身を指名したいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○大久保代理 賛同いたします。

○長田委員 異議ございません。賛同いたします。

○笹瀬会長 それでは、引き続き林部会長、どうぞよろしくお願いたします。

○林委員 こちらこそよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 以上で、議決事項は終了いたします。

次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡よろしくお願いたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局）

（１）無線設備規則等の一部を改正する省令案（地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加）

○笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。議事に先立ちまして、総務省の皆様にも御挨拶いたします。私と長田委員が、任期が３月１日で満了になりまして、３月２日に再度委員に選ばれました。それで、先ほどのこの会議におきまして、電波監理審議会委員の互選によりまして、電波監理審議会の会長に再任となりました。よろしくお願ひいたします。

長田先生も一言御挨拶ください。

○長田委員 ありがとうございます。また引き続きお世話になります。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。まず、諮問第３号「無線設備規則等の一部を改正する省令案（地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加）」につきまして、山口放送技術課長から御説明をよろしくお願ひいたします。

○山口放送技術課長 諮問第３号、説明資料を御覧いただければと思います。

１ページを御覧ください。地上テレビジョン放送の高度化に係る技術基準の規定に関する諮問事案でございます。諮問の概要でございますが、我が国では、平成１５年、２００３年から地上テレビジョン放送を開始してございまして、約２０年経過してございます。その間、４Ｋ・８Ｋの衛星放送開始があるなど、新たな技術が順次導入されてきているところでございます。

このような中で、地上テレビジョン放送における４Ｋ放送あるいは２Ｋ放送

の周波数利用効率の向上を可能とする新たな放送方式、これは高度地上テレビジョン放送方式と呼ばせていただいておりますが、この技術的条件について、情報通信審議会で検討をいただきまして、昨年答申をいただいたところでございます。本件諮問につきましては当該答申を踏まえて、関連規定の整備を図るため、無線設備規則等の一部改正を行っていただきたいというものでございます。

改正の概要でございますが、高度化方式の無線設備の技術基準に関する規定の整備ということで、設備規則の関係、それから標準テレビジョン放送等のうち、デジタル放送に関する送信の標準方式の関係、それからその他の規定の整備ということで、これまで改正機会がなくて残存しておりましたアナログテレビジョン放送用の無線設備に関する規定の削除等を行わせていただきたいというものでございます。

新たに追加する技術基準、改正規定につきましては、3ページ目以降で、説明資料で御説明させていただきます。

まず4ページを御覧いただければと思います。こちらは参考情報でございますけれども、画面の横軸の画素数が約2,000のものを2K、約4,000のものを4K、約8,000のものを8Kと、こういうふうに呼んでいるというものでございまして、大画面になっても画素数の多い映像を伝送すれば、非常にきれいな画面が見れるというものになります。

5ページを御覧ください。海外における高度化の状況でございます。次世代の放送方式は複数規格化されてございます。具体的には5ページの下段のところの3つの方式を書かせていただいております。北米、韓国等のATSC 3.0、欧州のDVB-T2、中国のDTMB-Aというものがございまして、いずれも国際的に標準化がされた状況でございます。

それから、導入の状況でございます。上のところに書かせていただいております。

いますが、米国では2018年1月に国内承認がはじまり、2023年1月時点で133局がATSC 3.0の免許の申請あるいは承認されているところです。欧州につきましては、先ほどのDVB-T2ですけれども、UHDというのが4K並みの品質のものでございまして、UHDをやっているのはイタリアとポーランドでございまして、それから韓国もATSC 3.0を採用してございまして、一部地域で放送が開始されております。中国ではここに記載の計画を示されている状況でございまして。

6ページにお移りいただいて、6ページで我が国が採用する高度化の放送方式の内容でございまして、左の下のところに技術的要素、右側に具体の追加技術を示させていただきます。要素としては、映像と音声の符号化方式、多重化の方式、限定受信方式、それから伝送路符号化方式というものがございまして、具体的に追加した技術としましては、右側のところで、映像符号化方式につきましては、現行MPEG-2という方式を採用しているんですけども、VVCという、MPEG-2に比べて6分の1に圧縮できる方式を採用しています。

それから、音声符号化方式としましては、MPEG-H 3D Audio / AC-4という、こちらも圧縮方式で現行で3分の2ぐらいに圧縮できるんですけども、高音質化を実現するというような方式を採用しています。

それから多重化方式は、放送通信との親和性が高く、IP方式に対応したMMT / TLVという方式を採用してございまして、限定受信のスクランブル暗号方式としては、衛星放送と同様ですけど、AES / Camelliaという方式を採用してございまして。

それから、今回の技術条件の特色である伝送路符号化につきましては、2方式、高度化方式と、階層分割多重方式を採用してございまして、こちらについては7ページで御説明をさせていただきます。



7 ページを御覧ください。伝送路符号化方式の 2 方式でございまして、左側が地上放送高度化方式でございまして、こちらは変調方式が、真ん中のところにございまして、多値変調という大量な情報が載る方式を採用してございまして、この図の点が、情報量に相関するものでございまして、これが右図のとおり 256 QAM とか、高い多値変調まで可能な方式を採用してございます。

それから、その下利用帯域でございまして、これは 6 MHz の帯域を使うんですけれども、帯域の両端部分をぎりぎりまで使えるよう、従来の 13 セグメントに対して 35 セグメントを採用してございます。結果として、右の上段にある伝送の情報量、伝送容量が 1.7 倍効率化する方式になってございまして。

それから、右側の階層分割多重方式・次世代方式というのは、現行の地デジと次世代方式の信号を重ねて送信して、受信側で各々取り出す方式を採用してございまして。これは従来のテレビで、既存の放送を見つつ、買い替え時に新方式対応テレビが購入されると新方式も見られるようになるので、購入が進めば、次世代方式に切り替えるようなマイグレーションも想定した方式を採用してございます。

現行方式との比較では、高度化方式では、HD の放送 1 番組に対して 4K 放送が 1～2 番組、HD の放送だと 6 番組送れるようになります。階層分割多重ですと HD の放送だと 2 番組、次世代方式だと 4K で 1 番組が送れるようになるものでございまして。

8 ページを御覧ください。各省令案の概要ということでございまして。御説明した基準を追加した改正省令を示しているものでございまして。先ほど御説明した高度化方式を左側の上段に記載しており、標準方式の 3 章の 2 に多重化、映像符号化等を追記しているものでございまして。右側の 3 章の 3 が、階層分割多重方式と次世代方式と同様に規定を追記してございます。

それから、無線設備規則につきましては、下段のところに記載してございまして。

て、周波数使用条件に関わるものということで、無線局間の混信を抑制する規定として、不要発射強度の許容偏差、あるいは周波数の許容偏差等を定めています。併せて残存するアナログテレビジョン放送の関連規定を削除しています。

9 ページは技術基準全体像でございまして、赤字のところは今回規定に追加する技術でございます。

新しい規定に関しては以上でございまして、戻っていただいて2 ページでございまして。意見募集を今回行ってございまして。4 のところでございます。1 月 25 日から2 月 28 日まで行って、5 件の意見提出がございました。個人の方から御意見 4 件、企業から 1 件で、賛同御意見、標記に関する御指摘、それから放送事業に関する御指摘などでございました。

御説明は以上でございまして。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問あるいは御意見等はございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございます。本件に関しては賛同いたします。1 点教えていただきたいのですが、先ほど御説明のあったとおり、海外でも様々な規格化が進んでいる中で、今回の日本での高度地上デジタルテレビジョン放送方式と、海外において進んでいること企画との関係性等を、どのように捉えておけばいいのか、その点、非常に基本的なところでしょうが理解が不足しておりますので、教えていただければと思います。以上です。

○山口放送技術課長 放送の方式の規格というのは、日、米、欧、中国などの方式がありまして、技術の進展に伴って、技術のアップデートがされている状況でございまして。国際標準化も、方式が並存するものになってございまして、技術が新しくなれば導入も意識しながらアップデートされている状況にございまして。

日本も、冒頭で御説明しましたが、導入から20年経過した技術であるため、周波数利用効率にもつながる新しい映像符号化方式の技術なども採用してございます。そういう技術のアップデートがございましたので、今回、4K放送も導入可能な環境を提供できるよう技術アップデートした規格を導入するものがございます。以上でございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○山口放送技術課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 時宜を得た改正で賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 必要な改正だと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 同じく必要な改正だと考えますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。私も賛同いたします。1点、初歩的な質問ですけれども、ページ数で言うと6ページのところで、改正となる技術的要素が並んでいると思うんですけども、特に3番、4番、5番に関しては放送に係るものですが、1番、2番に関して、映像符号化、音声符号化は別に放送にこだわらずコンテンツという点から見ると、インターネットで流されている方式との互換性とか、そこは問題ないのでしょうか。

ここで言っている映像符号化と音声符号化というのは、放送に流すことだけを前提にして提案しているものですね。それは間違っていますか。合っていますか。

○山口放送技術課長 御指摘のとおり採用する映像符号化と音声符号化は、放送以外にも使える、通信等々でも使える技術でございます。周波数の有効利用の視点でなるべく効率的な方式を採用し、4K放送も可能にすることを考慮し

て、映像符号化であれば最新のVVCという方式を採用しています。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると例えば海外である放送番組を日本の地デジなりで流そうとした場合に関しては、そういう変換は容易にできるという理解でよろしいですね。

○山口放送技術課長 大丈夫です。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。この改正自体に関してはこれで非常にいいと思います。どうもありがとうございました。

○山口放送技術課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、ほかに追加の御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○山口放送技術課長 どうもありがとうございました。

## (2) 日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問の第4号「日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請」につきまして、後白放送政策課企画官から御説明をよろしくお願いいたします。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。放送政策課の後白でございます。こちらは例年この時期に諮問をさせていただいている案件になります。諮問第4号「日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請」について御説明をさせていただきます。

まず、資料1ページを御覧ください。1の諮問の概要でございますけれども、本件は放送法第65条第1項の規定に基づく協会に対する令和6年度の国際放

送等の実施要請を行うにあたりまして、電波監理審議会に諮問させていただく  
ものでございます。

実施要請の目的でございますけれども、我が国の文化、産業等の事情を海外  
へ紹介し、我が国に対する正しい理解を培うことによって、国際親善の増進、  
海外との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提  
供することでございます。こうした目的の下で、3の(1)にありますとおり、  
放送法第6条第1項におきまして、総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送  
事項、その他の必要な事項を指定して国際放送を要請することができることと規定  
されてございます。

放送事項としましては、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の  
重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の  
国の重要事項に限られるとされてございまして、要請をする場合には、協会の  
放送番組の編集の自由に配慮しなくてはならないと規定されてございます。

また、放送法第67条第1項におきまして、この要請放送の実施に要する費  
用につきましては、国が負担するというようにされてございます。

次のページに記載しておりますけれども、令和6年度につきましては、ラジ  
オ放送は9.6億円、テレビ放送は26.3億円、合計35.9億円の交付金を計  
上してございます。

ここで要請の内容の説明に先立ちまして、協会の行う国際放送について、そ  
の概要を御説明いたします。

資料の5ページでございます。これはラジオ放送の概要でございます。おお  
むね全世界を放送区域といたしまして、使用言語についても日本語や英語を含  
めまして、全18の言語で放送を行っております。放送時間につきましては、  
1日当たり延べ76時間程度の放送となっております。

また、送信施設ですけれども、この地図において、黄色で示しておりますが、

茨城県にあります短波放送の施設、八俣送信所、こちらから世界に向けて放送を行っております。世界各地には一部中継局も存在しておりまして、短波に加えましてFM放送、中波放送でも中継による放送を行っております。

資料6 ページでございますけれども、こちらはテレビの概要でございます。放送時間につきましては、外国人向けの放送で原則24時間、それから邦人向けで1日5時間の放送を行っております。放送区域につきましては、インテルサット衛星や、それぞれの地域衛星によりまして全世界で視聴することが可能になっております。使用言語は日本語と英語の2言語の放送でございます。

衛星の受信環境は2パターンありまして、地図に青色で示しているエリアにつきましては、一般家庭で使用されている受信機やアンテナを用いて直接受信することにより視聴が可能でございます。オレンジ色で示しているエリアにつきましては、比較的大きなアンテナ、これはインテルサットの電波を受けるアンテナが必要でして、ケーブルテレビの再送信やホテルでの受信といったことが可能になっております。

続きまして、令和6年度の要請の内容について御説明します。資料を戻っていただきまして3ページに新旧対照表の形で記載をしております。

1の放送事項の(1)でございますけれども、放送法に掲げている事項を列挙しております。(2)におきましては、留意事項といたしまして、令和5年度までは、北朝鮮による日本人拉致の問題それから新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に留意することを要請しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、5類への移行を受けまして、令和6年度からの要請事項から除くこととしております。

2の放送区域でございます。放送区域はおおむね世界中でありまして、その他の必要な事項といたしまして、協会が実施する通常のラジオ国際放送と一体として実施することや、八俣送信所や海外の中継局から送信を行うこと等を要

請してございます。用いる言語は日本語、中国語、朝鮮語とすること、それから偽・誤情報が問題になっていることに留意することを記載しているところでございます。

偽・誤情報の表記ですけれども、従来、「偽情報・誤情報」としておりましたところ、総務省での最新の統一的な表現を用いて、「偽・誤情報」という表記の修正をしてございます。

それから新しい要素といたしまして、(9) この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公開することを追加してございます。こちら、7ページでございます。これは2月28日に公表しました公共放送ワーキンググループの第2次取りまとめの内容でございます。ここに国際放送の在り方ということで、要請放送の交付金が税金でございますので、その使途の透明性の確保が重要であろうということで、財源の透明性の確保について、どのような方法が考えられるか、総務省及びNHKにおいて検討すべきであるというような取りまとめがなされております。これを受けまして、今回要請事項に追加をいたしまして、決算の際には費用の公表を求めるということにしたいと思っております。

それから、また戻って4ページです。テレビ国際放送の要請内容の比較でございすけれども、これはほぼラジオと同じでございまして、新型コロナウイルス感染症の記載を削除し、偽・誤情報の表現を統一し、費用の内訳の公表を加えるということで、ラジオと同様の変更を予定しているということでございます。

なお、要請日につきましては、諮問のとおり答申いただけましたら、令和6年4月1日に要請をしたいと考えてございます。

本件の説明は以上となります。何卒よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等をよろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 特にございません。趣旨に賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からも特にございません。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も特にございませんけれども、1点、費用の透明化というところが今回入って、これは非常に重要な今回の御指摘事項でもあって、盛り込まれたことについて賛成です。その関係で、国際放送を見る、例えばNHKワールドを海外で見るということについて、ケーブルテレビだとか衛星放送に関する費用というのが関わってくると思うんですけども、最近はインターネットで見ること多いと思われまますので、そうなってきますと、ケーブルテレビや衛星放送にかかる費用というのは、暫時減少しているのかと思いますが、その辺りはどういう状況になっていきますでしょうか、という質問でございます。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおり、今インターネットでの配信に切り替えていくということをNHKで進めてございまして、例えば令和6年度予算で申し上げますと、国際放送費は、前年度比で4億円減額になっておりまして、ここはそういった趣旨による効率化が含まれての減額ということでございます。

○林委員 分かりました。そういう形で効率的な配信が進められているということで、了解いたしました。どうもありがとうございます。諮問案件については賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。諮問案件自体は賛同いたします。

1点質問ですけれども、業務に要した費用の内訳というのは、粒度というんですか、どれぐらいの詳細さといったものをイメージしていればよろしいのかというところをサンプルとして伺いたいと思います。



○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。粒度については今年度の決算の公表までに、具体的にNHKと一緒に考えていきたいと思っておりますが、可能な限りの透明化が求められているというところと、一方で、放送法の規定において、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならないとありますので、どういう粒度が適切なのか、今後検討していきたいと思っております。

○矢嶋委員 分かりました。

○後白放送政策課企画官 このような回答で申し訳ございません。

○矢嶋委員 とんでもないです。放送法の趣旨からきちっと判断されるべきことであると思っておりますので、以上の説明で現時点では特に問題ございません。ありがとうございます。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私もこの諮問どおりでいいと思いますけど、1点だけお伺いいたします。インターネットが普及して、確かに文章なり映像を見るのは容易だと思いますが、国際放送に関しては、特にラジオに関してはかなり多言語化が進んでいるので、インターネットにすると必ずしも多言語化になるわけではないので、そういう面で言うと、この多言語化というか、ラジオとそれからテレビの国際放送の位置づけというのは、予算的なものを含めてどういうふうに取り扱っていく方針でしょうか。

多分インターネットが普及していくと徐々に予算が減ってきて、こういう放送は要らなくなるかもしれませんが、実際ラジオとテレビではかなり意味が違ふ、特に言葉の問題ですね。そういうことでどういう対応をされようかとされているのかだけお伺いできればありがたいです。

○後白放送政策課企画官 なかなかお答えが難しいのですが、御趣旨は、多言語化…。

○笹瀬会長 趣旨は、ラジオとテレビの両方で今こういう国際放送をしているわけですが、インターネットが普及して情報を受け取りやすくなるのは事実ですが、インターネットの場合は必ずしも言語ではなくて、文章とか映像です。そういう意味でいうと、ラジオとテレビの位置づけというのが、これから大きく変わっていくのか、放送を伝えるという面では、どういうふうなウエイトをかけて、総務省として、むしろ国として対応されるようなお考えなのかを教えてください。

○後白放送政策課企画官 おっしゃるとおり、メディアの特性による違いはあるとは思いますが、大前提といたしまして、視聴者の、放送からネットへのシフトというのは、日本だけではなく、全世界的な潮流だと思っております。先ほど林先生から御質問がありましたけれども、ネットへの切替えを順次進めているところでございます。

その過程で、地域によっては、放送の方が普及していたり、その方が効率的に発信できるとか、地域事情の違いもあると思っておりますので、そういったそれぞれの地域の状況なども含め、NHKで検討されていると伺っているところでございます。お答えになっておりますでしょうか。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、追加の御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第4号は諮問のとおり要請することが適当であるという意味での答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で情報流通行政局の議事を終了いたしますので、情報流通行政局の職員の方の御退出をお願いいたします。この次は、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するようにお願いいたし

ます。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。それでは、議事に先立ちまして、情報通信基盤局の皆様にご挨拶させていただきます。3月1日で私と長田委員が任期満了になりまして、それで3月2日に再任されましたので、よろしくお願いたします。私は先ほどのこの審議会委員の互選によりまして会長に再任されたので、どうぞよろしくお願いたします。

長田委員も一言御挨拶よろしく申し上げます。

○長田委員 引き続きお世話になります。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 以上です。どうぞよろしくお願いたします。

## 報告事項（総合通信基盤局）

(1) 令和5年度電波の利用状況調査(第3号調査:各種無線システムの調査)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項「令和5年度電波の利用状況調査(第3号調査:各種無線システムの調査)」につきまして、中村電波政策課長から御説明をよろしくお願いたします。

○中村電波政策課長 電波政策課長の中村でございます。それでは、報告事項ということで、令和5年度電波の利用状況調査、第3号の各種無線システムの調査について御説明をさせていただきます。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目のところに目次がございます。この概要本体の資料を使って御説明をさせていただきますが、そ

のほかに別冊ということで、別冊1、重点調査結果、別冊2、重点調査以外の調査結果、さらには別冊3、総合通信局等ごとの調査結果ということで準備をしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

4 ページ目を御覧いただければと思います。まず調査の対象でございます。令和5年度ですが、714MHz超が対象となっております。なお、携帯電話ですとか全国BWA、それから公共業務用の無線局につきましては、本調査の別途の調査ということで除いているところでございます。

この調査の対象でございますが、令和5年4月1日時点で、無線局の数といたしましては、約105.2万局。免許人の数といたしましては、約14.9万者となっております。

調査の方法といたしましては、PARTNERを使った調査、調査票を使った調査、さらには実際に数局の無線局を選定して電波の強度の計測を行います電波の発射状況調査、これを実施してございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。令和5年度調査のスケジュールでございます。昨年の8月末を期限といたしまして、免許人から調査票を回収いたしまして、それから発射状況の調査につきましては、昨年の11月から12月にかけて実際の計測を行って調査結果を取りまとめました。

今後でございますが、評価のプロセスに入っていただくこととなります。評価をいただきました結果については、秋頃策定予定の周波数再編アクションプランですとか、あるいは次回、令和7年度の調査の対象システムの選定といったようなことに反映をさせていただく予定でございます。

飛びますが、8 ページ目から重点調査結果のポイントということで御説明をさせていただきます。今年度の調査におきましては、重点調査の対象システムといたしまして、26GHz帯のFWA、それから40GHz帯の映像FPUの2つを選定してございます。これらの周波数帯につきましては、いずれも令

和7年度末を目途に5Gへの割当てを目指しまして、周波数共用といったことの検討が行われているというのが選定の背景でございます。

9ページ目、まず、26GHz帯のFWAでございます。このシステムは携帯電話等の基地局へのエントランス回線、あるいはインターネットサービスの提供といったことに用いられてございます。無線局のほとんどは携帯電話等の事業者が運用している中、無線局の数といたしましては、前回の調査から減少しております、さらには3割ぐらいの免許人の方々から無線局は今後減少予定という回答を頂戴しているところでございます。

携帯電話あるいはインターネットサービスを提供するという使い方ではございますが、約3割、28.4%につきましては、常時発射ではないということが確認できました。また、全ての都道府県で利用されているというものではございますが、無線局の数ですとか、使用周波数につきましては地域差がございまして、3割程度は利用者からの依頼ですとか災害時に利用されているために、運用区域としては変動するということが分かりました。

また、実際に発射状況調査を行ったうちの1局のデータをピックアップいたしましてシミュレーションの結果、それから実測の結果、これを比較させていただいてございます。結果といたしましては、おおむね同等の結果が得られたということが確認できてございますので、今後の共用検討等に役立てていきたいと考えてございます。

10ページ目を御覧いただければと思います。40GHz帯の映像FPUでございます。このシステムは放送事業者によりまして、放送番組の中継に用いられるシステムでございます。特に4Kあるいは8Kなどの高画質映像の中継に用いられているものでございます。無線局の数といたしましては、9局ということで、前回の調査から横ばいとなってございますが、免許人からは無線局の数としては増加予定だという回答がございまして。

また、常時発射されるような無線局はなくて、特に深夜の通信はありませんでした。都道府県別で見ますと、調査対象の1年間に限りますと、東京都と広島県で使用されていますが、番組制作等で利用されるために、運用区域としては変動するというような回答をいただいているところでございます。

真ん中にシミュレーション値と実測値の比較がございしますが、これを見る限り、実測値としては、シミュレーション値に比べますと比較的高い値が出てくるということを確認してございます。これは、シミュレーションは免許状の空中線電力を基に計算しておりまして、これは平均電力ということで指定されてございますが、実測値につきましては、測定時間の中の最大値を掲載しているといったことが原因の一つになっているかとも考えているところでございます。

続きまして、12ページ目でございますが、重点調査以外の調査結果についてポイントを御説明させていただきます。

まず、714MHz超の全免許人数でございますが、今年度の調査結果では、前回の調査から約5,300者減少しているという傾向でございます。その理由といたしましては、免許人の数が多いアマチュア無線が減少したことなどが影響したと考えてございます。

また、無線局の数でございますが、前回の調査から約9.4万局増加してございます。その大きな理由といたしましては、特に地域BWA、この端末が約10万局増加したといったことが影響したものと考えてございます。

このページ以降では、周波数帯を7つの区分に分けまして、周波数帯ごとに調査結果をまとめてございます。

13ページ目でございます。最初の区分714MHzから1.4GHzでございます。この区分で大半の割合を占めております800MHz帯のデジタルMCA、陸上移動局のほうでございますが、及び1.2GHz帯のアマチュア無線、これらが減少しているということによりまして、区分全体としても、局数

としては減少傾向にあるというところでございます。

また、一番下の参考でございますが、800MHz帯のデジタルMCAにつきましては、令和11年5月末をもってサービスを終了するという発表があったことを踏まえまして、令和3年4月にサービスを開始しました900MHz帯の高度MCAという新しいシステムに移行を推進するとされているところでございます。800MHz帯のデジタルMCAは局数としては減少している、また、900MHz帯の高度MCAについては、4,800局程度増加しているということになってございます。

15ページ目を御覧いただければと思います。1.4GHzから3.4GHzの周波数帯でございます。この区分におきましては、特に地域BWAの基地局が3割程度増加しておりまして、それに伴って陸上移動局、端末のほうも6割以上増加している、大きな増加が見られるということでございます。地域BWAはこの周波数区分の4割以上を占めるに至ってございますので、この区分全体としましても、無線局の数としては増加傾向にあるというところでございます。

16ページ目でございますが、調査票調査結果のポイントも簡単に御紹介をさせていただきます。2つ目のところ、地域BWAの基地局につきましては、アクションプランにおいても用途の拡大の検討をするとされていることもございまして、無線局の数としては、前回から1,600局近く増加をしています。また、今後3年間でも免許人全体の6割ぐらいの方々から無線局の数としては増加する予定であるというような回答をいただいているところでございます。

17ページ目、次の周波数区分3.4GHzから8.5GHzでございます。こちらにつきましては、ローカル5Gの基地局が691局と大きく増加しておりまして、それに伴って陸上移動局のほうも1,477局と大きく増加してございます。また、先ほどアマチュア無線が減少しているという説明をさせてい

ただきました、この5GHz帯のアマチュア無線につきましては、15%程度増加している。さらには、5.7GHz帯の無人移動体画像伝送システム、これが50%以上増加をしているといったことも影響してございまして、この周波数区分全体としては増加傾向にあるというところでございます。

一方で、この区分において最も無線局の多い5GHz帯の無線アクセスシステム、こちらは登録局でございまして、これについては今後この周波数帯を5Gに割り当てるといような計画もございまして、無線局の数、既存のこのFWAの無線局の数としては9.2%減少しているという結果が得られているところでございます。

飛んで、恐縮でございまして、21ページ目を御覧いただければと思います。次の周波数区分、13.25GHzから23.6GHz帯でございまして。この区分において大半の割合を占めてございまして衛星のアップリンク、これはKuバンドのものでございまして、これが46%程度増加していることから、この周波数区分においては全体の傾向としては増加傾向にございまして。このシステムには、衛星コンステレーションによりましてブロードバンド衛星通信サービスというものも含まれてございまして。

次のページ、22ページ目でございまして、1つ目の矢羽根のポイントにございまして、18GHz帯の公共用小容量固定、それから2つ目の18GHz帯電気通信業務（エントランス）、これらにつきましては、いずれもこの周波数帯については、移動体向けブロードバンド衛星通信システム、ESIMと呼ばれてございまして、この周波数の拡張に向けまして、既存の無線システムとの周波数共用に向けた技術的条件の検討を行うとされてございまして。この既存の公共用小容量ですとか電気通信業務、これは既存の無線システムということに相当するということにございまして。いずれも今後3年間で無線局の数としては減少していく見込みだというような回答が得られているところでございまして。



23 ページ目を御覧いただければと思います。23.6 GHz から 36 GHz の周波数帯でございます。この区分で大半の割合を占めてございます、先ほども御説明しました 26 GHz 帯の FWA、これについては局数としては減少している一方で、ローカル 5G が増加している。特にこの端末も 400 局以上増加しているということで、区分全体としては無線局の数は増加傾向にあるというところでございます。

25 ページ目でございます。36 GHz 超の周波数帯でございますが、特にこの周波数区分の 3 割ぐらいを占めます 80 GHz 帯の高速無線伝送システム、これが増加していたりですとか、あるいは 40 GHz 帯の駅のホームの画像伝送システム、これも 3 割程度増加するという背景もございまして、周波数区分全体としては増加傾向にあるところでございます。

周波数区分ごとの調査結果についてのポイントは以上でございますが、これらの無線局の分布が総務省の総合通信局ごと、地域ごとに見るとどういった特徴を持っているのかということにつきましては、別冊 3 で御紹介させていただいてございます。

駆け足で大変恐縮でございますが、当方からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見よろしく願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 詳細な御説明ありがとうございました。全般としては特にございません。例えば 9 ページ目の 26 GHz 帯の FWA で、ここには光ケーブルを引く事が難しい基地局や、山間地域でのブロードバンドサービスの提供ということが例示してありますが、このようなところが、例えば、今後は 3 割程度が無線局減少予定というような記載になっています。この辺りは、改めて今後

の評価ということかと存じますが、政策課題や政策の方向性など、そのようなところから見て、特段問題ないと思われているのか、それとも施策の遂行ということから考えて、斯様な傾向には問題ありという部分が幾つかあるのか。これからの評価ということになるわけですが、今現在のお考えがあればお聞きしたいと思います。以上です。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。今御指摘を頂戴いたしましたが、この周波数帯、26GHz帯につきましては、まず、今後5G、携帯電話をこの周波数帯に導入したらどうかということが考えられており、そういった予定も発表してございますので、無線局の数としては少し減少傾向にあるかと思っております。

他方で、既存の局といたしましては、5,500局程度がまだ残って運用しているということもございまして、一定のニーズはあるだろうとも理解をしておりますので、直ちにこういった方々にどいていただくということが本当に可能かどうかといった検証はきちんと進めていく必要があるかと思っておりますし、場合によっては周波数を共用するような技術が実現できないのかどうかといったことも含めて、これから検討していく必要があるかと思っております。

いずれにしましても、既存の方々には、なるべく迷惑のかからないような形で周波数の共用、高度な利用といったようなことが進められればと考えてございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。特に大きな意見があるわけじゃないんですけども、ローカル5Gの利用が少し増えてきているというのはよかったと思っています。あとはまた部会の皆さんに評価していただければと思います。

ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 詳細な御説明ありがとうございます。1点、12ページの714 MHz超の全体の調査結果でございますが、ここにもございますように、アマチュア無線の免許人の数が有意に減少しているということについてですけれども、アマチュア無線については、これまでもその活性化のために様々な施策を打っていただいているわけございまして、それについて大変ありがたいと思っております。ただ全体の傾向としては、アマチュア無線愛好家の高齢化であるとか、それに伴う愛好家の数自体の減少傾向というのは今後も続くのではないかと思います。こういった傾向に対応するために、周波数の有効利用、あるいは電波の能率的な利用という観点から、今すぐどうこうというわけではございませんけれども、その割当帯域の効率的な利用という観点から、将来的な共用であるとか、あるいは先ほどおっしゃっていた高度な利用も含めて、周波数利用の在り方について、いろいろ御検討なり、あるいはシミュレーションをしていただきたく、将来の施策のいわば露払い的なことを今の段階から準備をしていただければありがたいと思っております。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 ちょっとだけ説明を補足させていただきます。アマチュア無線につきましては、昨年も制度改正を行いまして、例えばアマチュア局の開設・運用までの期間を大幅に短縮できるような制度見直しですとか、あるいはアマチュア無線の体験をしやすくできるような制度の見直しといったようなことを行ってございます。

また加えて、アマチュア無線の入門編といえるような、第4級アマチュア無線技士の免許、これは実は令和5年は前年度に比べて増えている、この入門編の部分は2割近く増えているといった傾向も少し見られているというところで

ございますので、これから少しずつ持ち直してくる部分もあろうかと思っておりますし、よく動向を見ながら、今後のアマチュア無線用の周波数割当ですとか、その辺については考えてまいりたいと思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 今回の利用状況の調査につきましては、適切に調査していただいていると思っておりますので、特に何か懸念を持っているところはございません。林委員もおっしゃっていますとおり、大きく変化しているところ、ないしは懸念が見られるところにつきましては、先取りする形で対応は求められるかと思っておりますので、また、何かある都度、審議会にお諮りいただければと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。コメント等ございますか。

○中村電波政策課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、私から。非常に詳細な調査をありがとうございました。1点お伺いいたします。この後、有効利用評価部会でよく検討を行うわけですが、特に今回の調査結果から見て、このようところが次回の重点調査になるだろうというのが、もし現段階で候補があるようであれば少し教えていただくとありがたいです。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。まさしくこれから部会の先生たちとも御相談をさせていただければと思いますが、大きなトレンドという意味では、5Gの候補周波数帯ということで国際的に議論が行われているような周波数帯、あるいは、これからの大きなトレンドになってくると思います衛星の通信システム、特に衛星コンステレーションと呼ばれる通信システム、これがどういった周波数帯で使われていくのかといったあたりの動向もよく見ながら、どこを本当に重点的に調査する必要があるのかといった見極めを行っていただ

ばと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。国際協調が非常に重要な点になると思います。特に携帯電話、それから無線LANとは、周波数をうまく共通にしないと使い勝手が悪いと。それから衛星に関しては低軌道衛星も増えてきていますので、そういう面でそういう周波数のどこを割り当てるかということに関しては、既存のシステムとの共用は結構難しいと思うので、共用するにしても、うまくできるような仕組みをあらかじめ考えなければいけないので、ぜひよろしくお願いいたします。そういう意味で、有効利用評価部会のほうに早めにごういうところが重点だということをお提案いただくと、多分その評価の検討がしやすくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

林委員もどうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 まさにおっしゃるとおりでございますので、引き続き、連携しながら、有効利用評価に努めてまいりたいというふうに私も思っております。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもよろしくお願いいたします。

それでは、本報告を受けましたので、今後、有効利用評価部会におきまして、評価の検討をお願いできればと思います。林部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 また、電波監理審議会がこの有効利用評価を実施し公表するまでの間、審議内容につきましては慎重に取り扱う必要があると思いますので、本報告に関する議事録は評価後に公表させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○林委員 異存ございません。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項につきましては、終了後に公表ということ

にしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○中村電波政策課長 ありがとうございました。

## (2) 令和5年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用無線局の調査)

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、報告事項の令和5年度電波の利用状況調査の第2号調査、これは公共業務用の無線局の調査につきまして、これは中川重要無線室長から御説明よろしく願いいたします。

○中川重要無線室長 中川でございます。よろしく願いいたします。

ファイルは3つございます。公共業務用の無線局の調査結果の報告書本体などもありますが、今日の御説明は調査結果概要からさせていただきます。

4ページ目からご説明します。先ほど利用状況調査の説明もあったと思いますので、詳細は割愛させていただきますが、公共業務用の無線局について、中ほど少し上に赤い文字で記載していますように、こちらは毎年省令に基づいて行うことになっていまして、省令に基づく調査としては今年度が初めて、最初の調査になっております。

そして、スライドの5ページ目を御覧ください。上から調査対象、調査対象無線局、調査方法と書いていますが、調査対象としましては公共業務用の無線局のうちデジタル変革時代の電波政策懇談会、これは令和2年、3年に、2020年、21年の議論で行われたもので、この中で検討対象となった国のシステムが計31システムございます。

そのうちの9システムがほかの用途、無線LANであったりとか携帯電話で等のほかの用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムが9システム、残りの差引き22システムが、アナログ方式を用いるシステムというこ

とで、この31システムが対象となっています。

その下、調査対象無線局の免許人数は34者ということで、また、さらに無線局数は1万8,093局になっています。この無線局について、調査方法に記載させてもらっておりますPARTNER調査と調査票調査を実施しています。電波の発生状況調査については重点調査のものになりますので、こちらは実施していません。

6ページ目はスケジュールです。今日、3月の電監審というところですが、令和5年度の調査の有効利用評価部会、また電波監理審議会の親会で評価手続がこれから始まってくることになり、その後大体6月、7月ぐらいに、紫の矢印が出ているかと思えますけども、令和6年度の調査に反映していきます。そのようなスケジュールで進めようと思っております。

7ページ目はこのPARTNER調査と調査票調査はこういうことをやっていますという対応関係ですので御参考にしていただければと思います。

8ページ以降が調査結果の概要をまとめたものですが、その中でも9ページの表が全体を1枚にまとめたものになります。少し情報量の多いページでございますけれども、これが一番まとまっているというところですので、こちらを中心に説明させていただこうと思います。

この9ページ以降は、それぞれのシステムが31あるとお伝えいたしましたけれども、それぞれが1スライドずつ掲載されています。この9ページの表は左から電波利用システム名、その右側が取組の方向性ということで、廃止をしたり、周波数を共用したり、またデジタル化をするというような方向性が書いてあります。

その右でございますが、それぞれの電波利用システムの免許人数、そして、その右に無線局数が、それぞれ令和4年、5年の数が書かれていて、増減が、例えば増減なしなのか、どれぐらい減少したのかというようなことがここに書

かれていますということです。一番右はページ番号を記しております。それぞれのシステムについてスライドの何ページに書いてあるというのが書かれているところになります。

総じて見てみますと、免許人数は、令和4年度から5年度を上から下まで足していきますと、令和4年と比べて15%減少、つまり6者減ということになっています。表の中で赤く記してあるものが、免許人数としてはゼロになったものということですが、それ以外に防災相互波というのが4者から3者になって1減っておりますので、全部足しますと6者減っているということでした。

また、その右の無線局数の列も同様に令和4年と5年を上から順に足して比べてみますと、約1,085局減少しているということで、5.7%減という状況でございました。

例えば警察庁で利用しておりました40GHz帯の画像伝送は固定多重回線へ移行しておりまして、廃止になっているということです。その下の40GHz帯の公共・一般業務（中継系）は、18GHz帯のFWAの固定無線アクセスに移行しています。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

飛びまして、真ん中より下ぐらいですけれども、内閣府が利用していた中央防災（150MHz）は、400MHz帯のデジタル方式の無線機を代替として利用するというので、無線局としてはなくなったため、数はゼロとなって



います。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

その他各システムの詳細を1枚ずつ、11ページ以降つけてございますので、御参照を賜ればと思います。

説明は以上です。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に關しまして、御質問、御意見ございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私のほうは特段ございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。検討中みたいなものが並んでいたときもあったと思いますので、大分進んできたなという感想を持ちました。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明ありがとうございます。私も特にございません。取りまとめありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私からも特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私から1点だけお伺いします。9ページの表にあるように、かなり進んでいるように思われるわけですが、これは総

務省が検討していたとおり順調に進んでいるという理解でよろしいですか。

○中川重要無線室長 順調ということだと思っております。方向性としては、廃止、また周波数移行、デジタル化ということを省として、組織としては進めていければと思っておりますので、初年度の調査ということでありましたけれども、まずは最初のスタートとしては、順当なスタートが切れたかと思っております。

そういう意味では周波数移行とかデジタル化をしても、その後使う人がいないということでありましたら、あまり無理強いして全てを移行したりデジタル化したりということはどうかという議論もまた別途あると思いますので、組織としては、デジタル化とか周波数移行を進めてはいく方向ではありつつも、実際のユーザー、用途、また担っている責務とか、そういうところに応じてバランスよく進めていければと思っております。

回答になっていますでしょうか。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。実際の5Gにしても、今まではどちらかという、スライシングの技術があまり導入していなかったもので、これからスライシングとかセキュリティーがしっかりできるようになると、5Gをうまく使って、セキュリティーがしっかりしたシステムもつくれるという気もしますので、そういう面では5G、もしくはローカル5Gをうまく利用して、こういうシステムを徐々に、なるべく同じようなシステムも使えるほうが多分コスト的にも効率的にもいいと思いますので、ぜひよろしく御検討よろしくお願いたします。

○中川重要無線室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しましても、今後、有効利用評価部会において評価案の検討をお願いしたいと思いますので、林部会長、どうぞよろしくお願いたします。

ます。

○林委員 こちらこそよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 また、先ほどお話ししましたように、本件につきましても電波監理審議会が有効利用の評価を実施して公表するまでの間、審議内容に関しましては慎重に取り扱う必要があるということから、本報告に関する議事録は評価後に公表ということによろしいでしょうか。

○大久保代理 結構です。

○長田委員 結構です。

○笹瀬会長 それでは、報告事項につきましては、この議事録に関しては評価後に公表ということで、本報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次は有効利用評価の審議に入りますので、出席されない職員の方は御退出よろしくお願ひいたします。

(総合通信基盤局 (一部) 退室)

## 審議事項

(1) 令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

本日は、審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりました、今川総合通信基盤局長、それから荻原電波部長、それから中村電波政策課長、それから入江移動通信企画官に同席いただいております。私から指名した場合や、委員からの求めがあった場合に関しましては、総務省から補足的な説明を行っ

ていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、「令和5年度携帯電話及び全国BWAにかかる電波の有効利用の程度の評価結果」につきまして、審議を行いたいと思います。本評価結果につきましては、1月10日から2月8日までの間、意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案につきまして、部会において対応いただきました。

それでは、林部会長から、今の件に関しまして御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 有効利用評価部会長の林でございます。それでは、早速ではございますが、審議資料1の資料1を御覧いただければと存じます。

令和5年度の携帯電話等の評価結果案につきましては、意見募集の結果、計11件、内訳といたしましては、法人8件、個人3件からそれぞれ意見の提出がございました。

表に電波監理審議会の考え方の案をお示ししてございます。これは2月29日開催の部会において、提出された御意見を踏まえまして検討を行ったものでございます。意見の内容、電波監理審議会の考え方案につきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 有効利用評価部会事務局の宮良でございます。それでは、資料に沿って御説明申し上げます。

全体といたしましては、賛同の御意見も多く頂戴いたしまして、それらに対する考え方案といたしましては、賛同意見として承るとしてございまして、本日につきましては、御賛同の意見以外につきまして、御意見の内容の概要と考え方の案につきまして御説明を申し上げます。

まず、1ページ目、No.1のNTTドコモからの御意見でございます。前段は賛同の御意見でございます。中段でございますが、電波の有効利用の評価に

においては、カバー率に係る評価だけではなくて、ニーズに応じたエリア展開などを加味した評価の検討を希望するという御意見、後段につきましては、利用状況調査の簡素化の検討を希望するという御意見でございます。

この御意見の右側の欄に考え方の案をお示ししてございますけれども、前段は賛同意見として承っております、中段に関しましては、評価の在り方については、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行うとしてございます。後段につきましては、利用状況調査に関する御意見ですので、総務省において検討されるものと考えますといった内容としております。

続きまして、2ページ目でございます。No.3、エリクソン・ジャパンからの御意見でございます。前段につきましては、基地局のスリープ機能の技術の導入を推奨する評価の検討も必要ではないかとの御意見、後段につきましては、周波数帯ごとの評価についてシステム全体としての効率改善を抑制しないような評価が行われることが必要といった御意見でございます。

考え方案といたしましては、前段のスリープ機能につきましては、評価結果案の各論におきまして、利用者の接続面での利便性を損なうことなく省電力化を図っており、そのような社会課題解決に資する取組は理解するとしているという点、「一方で」といたしまして、電波の有効利用の観点からは、割り当てられた周波数帯を最大限活用することが必要と考え、有効利用評価方針において、通信量につきましては、帯域別トラヒックが前年度実績値以上か未満かの評価基準を設けている旨を記載してございます。後段の御意見につきましては、調査区分の周波数帯ごとに評価を行っているとしてございます。

最後の段落でございますが、評価の在り方については、いただいた御意見や、利用実態等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

続きまして、No.5でございます。NTTドコモから、こちらも基地局のスリープ機能に係る御意見で、省電力化等の取組を加味した評価を希望する御意

見でございます。こちらの考え方につきましては、No. 3の前段の御意見と同様ですので、同様な考え方案としてございます。

次の3ページ目でございます。No. 7、エリクソン・ジャパンより、3.7 GHz帯につきまして、衛星との干渉を早期に緩和するための施策も必要と考えるとの御意見でございます。考え方案といたしましては、総務省において今後の施策の参考としていただきたいと考えるとしてございます。

No. 9以降でございますが、ここから評価結果案における今後の有効利用評価に向けた検討課題の項目に対する御意見を多く頂戴してございます。

No. 9につきましては、ソフトバンク/Wireless City Planningより、一般的な御意見といたしまして、開設指針などの考え方との整合性などの観点を考慮しつつ、評価基準の継続的な見直しが重要であり、今回の評価結果案の評価基準を検討する際にも考慮してほしいといったような御意見でございます。こちらの考え方につきましては、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。

続いて4ページ目でございます。No. 10から13までは、5G導入開設指針にかかる周波数帯の評価に関する御意見でございます。No. 10、NTTドコモからの後段の御意見でございますけれども、こちらは、評価基準を見直す時期については事業者の進捗状況等を踏まえて検討を希望するといった御意見でございます。

こちらは、評価結果案におきましては、Sub 6につきましては、当面は基盤の展開の程度で評価していき、将来的にはカバー率に評価を見直していく方向性をお示しいただいているところ、考え方案といたしまして、後段部分でございますが、評価結果案にも記載しているとおり、Sub 6のエリアカバレッジについては、毎年度カバー率の進捗を注視しつつ、適切なタイミングで評価基準を見直す方向で検討を行っていく予定としてございます。

続いてN o . 1 2、J T O W E Rからの御意見です。なお書きの部分の御意見ですが、中段あたりの「例えば」というところがございますけれども、例えば5 G周波数帯域については、ユーザーが密集する高トラフィック領域への展開度合いなどを用いた利用者視点での評価も考えられるのではないかという御意見でございます。考え方案といたしましては、こちらも有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただくとしてございます。

続いて、5ページ目を御覧ください。N o . 1 4から1 6までは、S Aに係る評価に関する御意見でございます。このS Aにつきましては、評価結果案におきまして、S Aを技術導入状況の評価に加える方向で、有効利用評価方針の改定案の検討を行うとしていただいております。

まずN o . 1 4、N T Tドコモからは、S Aにつきましては、当面の間は展開状況を注視して、モニタリング指標とすることを希望するとの御意見でございます。考え方につきましては、こちらも改定案の検討の参考としてございます。

続いて、N o . 1 6、楽天モバイルからは、S Aについて、C AですとかM I M O、Q A Mなどに加えて総合的に評価されることを希望との御意見で、考え方案につきましては、こちらも同様、改定案の検討の参考としてございます。

N o . 1 7、1 8は3 Gに係る評価への御意見でございます。N o . 1 7、N T Tドコモからは、前段は賛同の御意見でございますが、後段につきまして、移行計画を提出することについて、計画策定後、社会環境等の変化に応じて柔軟に見直しできるなど、割り当てられた周波数をより効率的に利用できることを希望するとの御意見でございます。考え方につきまして、後段につきましても、こちらも同様の改定案の検討の参考としてございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。N o . 2 1、J T O W E Rからの御意見で、後段のなお書きの御意見でございますが、こちらはインフラシェアリングの定性評価の今後の評価の在り方の検討の際には、インフラシェアリング

事業者側への聴取の機会の設定も考えられるのではないかという御意見でございます。

続いてN o. 2 2、楽天モバイルから後段の御意見として、4 Gのインフラシェアリングも評価いただきたいとの御意見でございます。これらの考え方案でございますが、N o. 2 1、2 2とも、評価の在り方の検討の参考とさせていただくとしてございます。

続いて、その他の御意見でございますが、N o. 2 4でございます。カバー率につきまして、実態との乖離状況について調査いただきたいとの御意見でございます。こちらの考え方案といたしましては、評価結果案の今後の検討課題①人口カバレッジに係る指標に記載のとおりといたしまして、総務省に対して諸外国の事例等について調査を要請しており、当該調査結果も踏まえ、必要な検討を行っていく予定としてございます。

1つ戻りますが、N o. 2 3は割当てに関する御意見、最後の7ページ目のN o. 2 5につきましては、電波の安全性に係る御意見ですので、考え方案といたしましては本意見募集の対象外としてございます。

事務局からの説明は以上でございます。林部会長へお返し申し上げます。

○林委員 御説明ありがとうございました。部会からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。宮良さん、どうも丁寧な御説明どうもありがとうございます。林部会長もどうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、各委員の方から御質問、御意見はございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 詳細な御説明ありがとうございました。私も特に大きなところはございません。提出された意見をいろいろ見ていくと、それは各社それぞれの事情の中で、もう少しこういうところは詳細に勘案して欲しいという様に見



受けられます。これを繰り返しやっていくと、調査内容がどんどん詳細になっていくというところがあり、それはそれで今後どう対処していくかという点は検討事項だと考えます。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林部会長、何か御説明ありますか。

○林委員 コメントいただきまして、ありがとうございます。御指摘の点も踏まえまして、電波の能率的な利用の観点から検討してまいりたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。林先生、笹瀬先生の下、部会の皆さんが本当に丁寧に御検討いただいているというのを傍聴させていただいて、分かっておりますので、今回特に意見はございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。基本的に何か異論があるわけではないんですけれども、1点だけ。この提出された意見に対する考え方の案のところなんですけれども、全般というところでは1番目のドコモの御意見に関して、中段については、適時適切に検討を行ってまいりますということで、読み方としては、社会課題の取組等を加味した評価についての検討を希望するものに対して、適時適切に検討を行ってまいりますという回答になっているという理解です。

そういたしますと、3番目のエリクソン・ジャパンの、こういった基地局スリープ機能の技術導入の推奨とか、それから5番目のドコモのカーボンニュートラル等の取組を加味した評価となるような基準について検討いただきたいという要請についても、同じくこれも社会課題の解決に資する取組とか、そういったものになると思うんですが、これについては単に理解するというふうにな

っているところが、この総論での回答案とやや一致しないかという気もしております。

社会問題解決に資する取組というのは、直ちに何かすぐどうこうということではないにしても、今後の利用評価部会においては、検討はしていくという理解でいたんですけれども、この点は単に理解するというのでとどめておくことだけでよろしいのかという点を、気になりまして質問させていただきました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。これに関しましては、林部会長もしくは事務局から何か御対応について御意見、御説明はございますか。

○林委員 ありがとうございます。後ほど事務局に補足をいただければと思いますけれども、矢嶋先生、どうも御質問ありがとうございました。おっしゃるとおりでございます、そういう社会課題に資する取組というのは理解することでありまして、理解しつつ、一方で、我々のミッションの一丁目一番地は電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数を最大限活用しているかどうかということで評価するものでございまして、その辺りは兼ね合いが難しいところがあるんですけれども、この事業者の御意見も非常に建設的な御意見でございますので、今後部会でその辺りの議論を深められたらと思っております。事務局で補足をお願いできればと存じます。

○宮良幹事 事務局の宮良でございます。今、林先生から御回答がございましたとおり、部会でも引き続き適時適切な検討は行っていくような方向性になるかと思っております。この点につきましては、2ページ目のNo.3のエリクソン・ジャパンの考え方案の最後のパラグラフでございますけれども、同様に評価の在り方につきましては、いただいた御意見ですとか利用実態等を踏まえて適時適切に検討を行ってまいるとの記載、No.5の考え方案へも記載していただいておりますので、適時適切な形で社会解決課題への取組の観点につきましては、部会での御議論を継続的にいただくような方向性になるか

と考えております。以上でございます。

○矢嶋委員 ありがとうございます。3番と5番の両方の指摘に対して、最後の箇所の文章によって、それらを受け止めているということと理解いたしました。私からは追加の意見はございません。どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに何か御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、当審議会の考え方につきましては、原案どおり決定したいと思います。決定した本評価結果については、電波法の第26条の3第4項に従いまして、まず総務大臣に御報告をして、それから本結果及び意見募集の提出意見に対する考え方につきましては、この審議会終了後に公表したいと思いますので、資料の公表に関しましては事務局で御対応をどうぞよろしくお願いいたします。

○宮良幹事 承知いたしました。事務局で対応させていただきます。

○笹瀬会長 特に林委員、部会に関してまとめていただいてありがとうございました。各部会の専門委員の方も非常に熱心に議論していただきまして、非常にありがとうございます。また、今回に関しましては、大久保会長代理、長田委員、矢嶋委員におかれましても、御指摘、御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、本審議事項に関してはこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

## (2) 有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして「審議事項の有効利用評価方針改定案」につきまして、これも林部会長から御説明よろしくお願いいたします。

○林委員 有効利用評価部会長の林でございます。引き続きまして、審議資料

2の資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

有効利用評価方針の改定案につきましては、1月19日及び2月29日に開催いたしました計2回の部会におきまして検討を行ったところでございます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。表に示してございます①から⑧までの課題につきまして、先ほどの審議事項、令和5年度携帯電話等の有効利用評価結果に記載の今後の検討課題を一覧として示したものでございます。

資料の下の矢印のところ、四角の1つ目でございますけれども、①と⑥は総務省への要請事項でございます、⑦と⑧は部会における検討の結果としまして、次年度の事業者ヒアリングにより詳細な実態等を把握するということといたしております。

2つ目の四角でございます。これにつきまして、②から⑤まで新たにローマ数字のIからIVと番号を振り直しましてございますけれども、この4項目、そして「加えて」といたしまして、安全・信頼性に係る規定の整備を行うということといたしまして、これをローマ数字のVといたしまして、計5項目について、本日、有効利用評価方針の改定の考え方と改定内容につきまして御説明を差し上げたいと思います。

次の3ページを御覧いただければと存じます。まず、ローマ数字のIの5G導入開設指針に係る周波数帯の評価でございます。上の青色の表の部分に検討課題の概要を示してございます。5Gの導入の開設指針に係る周波数帯は、本年4月に認定の有効期間が満了するものでございますけれども、満了後の評価としまして赤字としております。Sub 6につきましては、実績評価においては周波数帯ごとの5Gの基盤の展開の程度、進捗評価においては、人口カバー率と面積カバー率を用いる方向で改定案の検討を行うと、そういう検討課題でございます。

下側の表は、左側に現行の評価方針、右側に改定案を示してございます。右側の改定案でございますけれども、項目4の基盤展開率、これを御覧いただければと存じます。改定の考え方といたしましては、Sub 6は衛星地球局の干渉などによりまして、有効期間満了時点で人口カバー率が50%に満たない、こういう見込みでございますために、当面の間は基盤展開率による評価を行うことにいたしまして、カバー率による評価を行わないとしてございます。

SSからDの基準値につきましては、5G導入開設指針における基盤展開率の絶対審査基準が50%以上とございますので、それと現行のカバー率におけるパーセントの基準値を踏まえまして基準値を設定しております。さきの審議事項におけるソフトバンクからの御意見で、開設指針の考え方を踏まえた基準値を希望するという意見に沿った形となっているものと承知をいたしております。

次の4ページを御覧いただければと存じます。Sub 6の進捗評価の改正案でございます。右側2項目の改定の考え方でございますけれども、Sub 6はさらなる基地局の展開やカバー率の拡大を期待するという事で、既存の基準を適用せずに、B評価を前年度実績値以上とし、S及びA評価は過去の統計データを踏まえた基準値としてございます。

5ページを御覧ください。このページはミリ波の実績評価です。上の表の検討課題の赤字の部分でございますけれども、スポット的に利用されるミリ波の評価基準は、実績及び進捗評価において基地局数を用いる方向としてございました。下の表、右側の改定案を御覧いただければと思います。新たにミリ波の項目を追加いたしまして、項目1つ目の電気通信業務用基地局の数につきましては、今後もスポット的に基地局の整備を進めていくということが期待されるところでございまして、この点、各社の中の競争を促すという観点から、SからC評価というのは、基地局の数の周波数帯平均値による相対評価としてござ

います。

6 ページを御覧ください。ミリ波の進捗評価でございますけれども、項目1の基地局の数は、先ほどのSub 6と同様の考え方に基づく基準としております。

7 ページを御覧いただければと思います。ここからはローマ数字のII、SAに係る評価でございます。上の青色の部分の検討課題といたしまして、SAを技術導入状況の評価基準に含める方向で検討を行うとしてございました。このページは、認定の有効期間満了後の実績評価の改定案でございます。下の表の左側、点線の枠に改定の考え方を示してございます。①はSAを基準に追加するとしておりまして、SAを評価区域内の全ての都道府県において導入している場合にはS評価、一部の都道府県の場合はA評価としております。

なお、先ほどの審議事項におきまして、NTTドコモからの意見においてSAは当面モニタリング指標としてほしいといった意見がございましたけれども、国内におけるSAの導入促進の観点から評価基準に加えるということとしております。また、楽天モバイルからの、CA、MIMOといった総合的な評価を希望するという意見に沿った基準としてございます。

続いて②でございますけれども、既存の既定の見直しを行っております。片仮名のアからウに示す技術は、利用状況調査を踏まえますと、現在基本的に用いられている技術でございますので、現行のアからウのいずれかとなっているB評価は改正案ではC評価としまして、改正案のB評価におきましては、アからウの全てとする基準へ変更を行っております。

続いて8 ページを御覧いただければと思います。認定の有効期間満了後及び有効期間中の進捗評価の改定案でございます。現行の基準は前年度実績値との比較に基づくものでございまして、改定の考え方としまして、SからCの評価の全てにSAを加えています。また、実績評価の整合性の観点から、UL 6 4

QAMを追加してございます。

9 ページを御覧ください。認定の有効期間中の実績評価でございます。認定の考え方としまして、①はSAを基準に追加するものでございます。ここで(1)の700MHz帯は5Gとキャリアグリゲーションが標準化されていない周波数帯で、SAとキャリアグリゲーションは、現時点では導入できない技術でございます。ただし認定を受けたものはその認定期間において標準化提案を行うとしておりますので、認定の移行期間中の10年間における標準化及び導入を期待するという見地から基準に加えるとともに、S及びA評価は3つ以上の技術としております。

(2)の700MHz帯以外は、4Gとして割り当てられた周波数帯におきましても5Gの導入が進展しているという状況でございますので、SA及びMassive MIMOの導入を期待して、S及びA評価では4つ以上の基準としております。②は規定の整備といたしまして、先ほど同様にUL64QAMを追加するとともに、(1)の700MHz帯は周波数帯の特性から、4MIMO以上の導入に係る技術的困難性があるということですので、S評価に2MIMOを加えております。

10 ページを御覧いただければと思います。ローマ数字Ⅲの3Gに係る評価でございます。上はこの青色部分の検討課題のうち、2つ目のパラグラフでございますけれども、3Gサービスの終了後は、総務省における電波の有効利用状況調査におきまして、移行期間の提出を求めまして、当該移行計画に基づく評価を行う方向としてございました。

改定の考え方といたしましては、有効利用評価方針に移行計画に係る評価の事項、方法及び基準について新たに規定するとしてございます。具体的には評価の事項に使用周波数の移行計画を追加いたします。

また、(2)の評価の方法におきましては、定性的に評価を行う旨、(3)評

価の基準といたしましては、免許人から提出された移行計画における移行する周波数及び通信規格、また移行する周波数に係る基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し、さらに移行に要する期間、これらを分析しまして評価を行う旨の規定を追加するというものでございます。

また、米印で、移行に要する期間の評価の考え方も示しております。電波法の免許の有効期間というのは5年でございますので、再免許は必ずしも保障されていないという電波法の基本的な、原則的な考え方にに基づきまして、移行する周波数に係る人口カバー率がD評価の基準を超えるために必要な期間は、3Gのサービス終了期間から5年以内として評価を行うということとしまして、ただし特段の事情がある場合にはこれを考慮するとしております。

これらの考え方を反映した改定案につきまして、次の11ページに記載を行っております。長くなって恐縮です。12ページを御覧いただければと思います。

IV、認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価につきまして、上の表の検討課題といたしましては、近年、1社割当ての周波数帯が多うございまして、複数の周波数帯において周波数帯平均値に基づく相対評価が困難な状況にございますので、各者の開設計画値との比較に基づく評価を行うということにするなど、改定案の検討をするとしてございます。

下の表の右が改定案でございますけれども、各者の計画値に基づく絶対評価へ変更してございます。改定の考え方でございますけれども、現行の評価方針では、進捗評価において計画値との比較による評価を行っておりまして、A評価を計画値以上としてございますけれども、実績として評価するに当たりまして、計画値以上となった場合は標準といたしまして、B評価を計画値以上、S及びA評価は、過去の統計的なデータを踏まえまして基準値を設定しております。



次の13ページ御覧ください。実績評価において計画値に基づく評価へ変更を行ったことに伴いまして、進捗評価につきましては、前年度実績値との比較に基づく絶対評価へ変更を行っております。

14ページを御覧いただければと思います。最後でございますけれども、V、安全・信頼性の確保に係る定性評価につきまして規定の整備を行う改定案でございます。改定の考え方といたしましては、まず①として、b評価において評価の対象は前年度からの改善を行っているというだけではなくて、一定の取組を行っていることも評価の対象とする規定を整備することとしておりまして、そのために「過去の経験等を踏まえ」を「一定の取組を行っており」という文言へ変更を行っております。また、②のc評価は表記の統一でございます。③の脚注につきましては、事前の対策のみならず、先般の能登半島地震などの事案の対処についても評価対象にするということを明確化するための改定案でございます。

次の15ページ目以降は、部会における議論を反映した詳細資料を添付してございますけれども、時間の関係上、御説明は割愛させていただきます。

資料2につきましては、本資料の改定内容を有効利用評価方針の本体に赤字で反映したものでございます。

長くなって恐縮でございます。御説明は以上でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうも詳細な御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、各委員の方から御質問、御意見よろしく申し上げます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。大変詳細かつ非常に丁寧な御検討を積み重ねられてきた結果ということでありまして、内容に関しましては私から特別な御質問等はございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も同じように、部会の皆さんに御丁寧に御検討いただきましたので、特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 詳しい御説明ありがとうございました。本当に皆様がおっしゃるとおり、大変緻密に御丁寧に御検討いただきました。私も異存ございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。私から1点。この有効評価部会、今度やりますと3年目となります。初年度は非常に苦勞して作りまして、昨年度は、初年度に作ったものを、マイナーチェンジで少し修正し、今回に關しましては、部会の特別委員の皆さんをはじめ事務局の方、林先生のおかげで、大幅にいいように改定されていると思います。これだけかっちりできると、この意見募集の結果が楽しみで、厳しい意見は出ると思いますが、基本的にはヒアリングの結果を踏まえて修正したところと、この電監審と部会の意見が出ているのがかなりはっきり見えているかと思います。

これを毎年全面改正は大変だと思いますので、ここでできたものが、できれば1～2年使えるような仕組みになっていて、また、今後SAなどシステムなり技術が変わりますと、さらに改正は必要になってくると思いますが、私としても、今回のこういう案ができてうれしいと思います。どうもありがとうございました。

林部会長をはじめ部会の先生方、あと事務局の皆様にご心から感謝いたします。どうもありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。引き続き笹瀬会長、それから有効利用評価部会の特別委員の先生方、そして事務局の皆様の御尽力をいただきまして、

さらに精緻な評価を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御指導のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、今の御提案の改正案につきまして、さらに質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方の御了承、御了解が得られたものとしまして、本改定案につきましては、この後、電波監理審議会として意見募集を実施することにして、意見募集の件に係る報道発表をこの審議会終了後に行いたいと思います。意見の募集期間は3月16日から4月19日までの35日間といたします。

意見募集に係る報道発表に関しましては、事務局の皆様にご協力よろしくお願ひします。また、意見募集後に提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方につきましても、また案の作成に関しましても、部会において御対応どうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員 承知いたしました。

○笹瀬会長 林部会長をはじめ、特別委員の先生方におかれましては、これまで同様、精力的に頑張ってくださいように、よろしくお願ひいたします。

それから事務局の方、非常に頑張ってくださいているので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員 どうもありがとうございました。親会の先生方におかれましても、御尽力いただきまして、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

○笹瀬会長 非常に大変だとは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この審議事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で審議事項の終了をいたします。総合通信基盤局の職員の方、御退出よろしくお願ひいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは、本日の会議はこれにて終了いたしたいと思います。

答申書及び評価結果報告書につきましては、所定の手続をしていただいて事務局から総務大臣宛てに提出をよろしく申し上げます。それから次回の定例会の会議は、令和6年の4月12日(金)の10時から予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。